

平成 23 年 11 月

各 位

——東日本大震災により被災されたお客さまへの

住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書の発行について——

当行では、「住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書」の発行にあたり、家屋が災害により居住の用に供することができなくなったお客さまからお申し出をいただければ、居住の用に供することができなくなった日の残高を記載した証明書を発行いたします。

詳しくはお取引店へお問い合わせください。

- *「住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書」は住宅借入等特別控除を受けるために必要な書類です。
- *これは租税特別措置法による取扱いです。